

産 業 廃 棄 物 処 分 業  
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 分 業  
許 可 申 請 の 手 引 き

平成 3 0 年 7 月

福 島 市

## 目 次

I	許可申請に当たっての留意事項	1
II	申請書類・添付書類チェックリスト	4
III	申請書類の記載要領	6
IV	添付書類について	11
V	様式集	

## I 許可申請に当たっての留意事項

### 1 許可の種類と申請手数料

#### (1) 産業廃棄物処分業関係

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| ① 産業廃棄物処分業許可（新規）    | 100,000 円 |
| ② 産業廃棄物処分業許可（更新）    | 94,000 円  |
| ③ 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可 | 92,000 円  |

#### (2) 特別管理産業廃棄物処分業関係

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| ① 特別管理産業廃棄物処分業許可（新規）    | 100,000 円 |
| ② 特別管理産業廃棄物処分業許可（更新）    | 95,000 円  |
| ③ 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可 | 95,000 円  |

※申請手数料は、職員から申請書に不備がないことの確認を受けた後に、市が発行する納入通知書により、市の指定金融機関へ納入していただきます。納入が確認できた後に許可申請書を受理します。なお、不許可となった場合や、一度受理された申請を取り下げた場合であっても、申請手数料は返還できません。

### 2 許可申請書の作成

- (1) 許可申請書及び添付書類については、この手引きの様式をコピーするか、又はパソコン等で作成した上で記載してください。

なお、添付書類の作成に当たっては、原則としてA4版の大きさとしてください（図面等はこの限りでない）。

※この手引き及び様式は、以下のURL（福島市ホームページ）からダウンロードできます。

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/haikibutsu-shidou/kurashi/recycling/shobuntebiki.html>

- (2) 添付書類の作成に当たり、所定の様式に書き込めない場合は、別紙を用いるか又は記載スペースを広げる等、様式を追加又は変更しても差し支えありません。

- (3) 申請書類の綴り込みに当たっては、A4版の二穴あきファイルを使用してください。

ファイルの表紙及び背表紙には、許可申請書の種類及び申請者名を記載してください。

ファイルには、許可申請書及びインデックスを付けた添付書類をP4～5のチェックリストに掲げている順に綴ってください。（インデックス番号はチェックリストの番号と同じにすること。）

- (4) 印鑑は実印を使用するものとし、記載事項を訂正した場合は、必ず訂正印を押印してください。（印鑑登録証明書の添付は不要。）

- (5) 許可申請書は、2部（正本1部、副本1部）提出してください（副本は、許可申請書の受理後に、受理印を押印したうえで返却します）。副本は、複写（コピー）を使用しても構いません。なお、産業廃棄物処理業関係の申請を2つ以上同時に行う場合は、いずれかの正本以外の添付書類は複写（コピー）を使用しても構いません。

### 3 許可申請書の提出

- (1) 許可申請書の提出に当たっては、必ず事前に電話で予約してください。

**【予約電話番号 024-529-5266（廃棄物対策課 指導係）】**

- (2) 申請窓口

廃棄物対策課 指導係

〒960-8601 福島市五老内町3番1号 福島市役所9階

#### 4 更新許可申請について

更新許可申請を行う際は、許可期限のおおむね2か月前を目安として申請してください。

#### 5 優良認定について（更新許可申請の場合のみ）

産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的とした制度です。

優良認定を受けようとする場合は、更新許可申請の際に以下の書類を添付してください。（詳しくは「IV 添付書類」の25を確認してください。）

##### 【添付書類】

- ① 従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間において特定不利益処分を受けていないことの誓約書
- ② 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類
- ③ ISO14001、エコアクション21等の認証制度の認証書の写し
- ④ 電子マネifestシステム加入証の写し
- ⑤ 税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類

#### 6 先行許可の取扱いについて

既に以下のいずれかの産業廃棄物関係の許可を受けている方は、当該許可が一定の要件を満たす場合に限り、添付書類の一部を省略することができます。

この場合、申請時に許可証の原本を提示し、当該許可証の複写に奥書証明（「本証と相違ないことを証明する。平成〇年〇月〇日 ㈱△△代表取締役□□」を記載し、代表者印を押印する。）を付したものを申請書に添付してください。

##### 【受けている許可の種類】

- ① 産業廃棄物収集運搬業の許可（法第14条第1項）
- ② 産業廃棄物処分業の許可（法第14条第6項）
- ③ 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可（法第14条の2第1項）
- ④ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（法第14条の4第1項）
- ⑤ 特別管理産業廃棄物処分業の許可（法第14条の4第6項）
- ⑥ 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可（法第14条の5第1項）
- ⑦ 産業廃棄物処理施設の設置許可（法第15条第1項）
- ⑧ 産業廃棄物処理施設の変更許可（法第15条の2の6第1項）

##### 【許可の要件】

- ① 申請日から過去5年以内に受けた許可であること。
- ② 先行許可証の提示により添付書類を省略して受けた許可ではないこと（許可証の「規則第〇条の〇第〇項の規定による許可証の提出の有無」の項目が「無」とされているもの）。
- ③ 更新許可申請である場合にあっては、当該許可に係るものではないこと。

##### 【省略できる添付書類】

<申請者が個人である場合>

- ① 申請者及び使用人の住民票の写し
- ② 申請者及び使用人の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

<申請者が法人である場合>

- ① 役員、株主又は出資者及び使用人の住民票の写し
- ② 役員、株主又は出資者及び使用人の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- ③ 法人株主又は法人出資者の登記事項証明書

## 7 用語の説明

この手引きでは、法令名称を以下のとおり、略して使用しています。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 → 法
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 → 令
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 → 規則
- (4) 福島市産業廃棄物処理指導要綱 → 要綱

## II 申請書類・添付書類チェックリスト

	添付	省略 又は 該当 なし	備考
許可申請書（指定用紙 第1面～第3面）	<input type="checkbox"/>		
1 事業計画			
1-1 事業の全体計画等（様式第一号の1）	<input type="checkbox"/>		
1-2 処分業務の具体的な計画（様式第一号の2）	<input type="checkbox"/>		
1-3 環境保全措置の概要（様式第一号の3）	<input type="checkbox"/>		
2 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可取得状況（様式第二号）	<input type="checkbox"/>		
事業計画に係る処理業許可証の写し（添付書類）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3 排出事業者の廃棄物発生工程表（添付書類）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	更新許可申請であって前回の申請内容から変更しない場合は省略可。
産業廃棄物の分析試験結果成績書の写し（添付書類）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
処理フローチャート（添付書類）	<input type="checkbox"/>		
4 事務所及び事業所の位置図及び見取図（添付書類）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
5 事業の用に供する施設（様式第三号関係）	<input type="checkbox"/>		
産業廃棄物処理施設設置許可証等の写し（添付書類）	<input type="checkbox"/>		
6 事業の用に供する施設の平面図、立面図（中間処理のみ）、断面図（最終処分のみ）及び構造図並びに当該施設の配置図（添付書類）	<input type="checkbox"/>		更新又は変更許可申請であって前回の申請内容から変更しない場合は省略可。
事業の用に供する施設の設計計算書（添付書類）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（添付書類）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7 施設の全景写真（添付書類）	<input type="checkbox"/>		
8 申請者が事業の用に供する施設の所有権（使用権原）を有することを証する書類			更新又は変更許可申請であって前回の申請内容から変更しない場合は省略可。
8-1 公図（添付書類）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8-2 土地の登記事項証明書（添付書類）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8-3 処理施設の売買（販売）契約書等の写し（添付書類）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8-4 賃貸借契約書等の写し（土地又は施設等を賃借する場合）（添付書類）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9 処分後の産業廃棄物等の処理方法を記載した書類（様式第四号）	<input type="checkbox"/>		
10 搬入先の許可取得状況（様式第五号）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	処理後の残さを産業廃棄物として処分する場合に添付。
搬入先の許可証の写し（添付書類）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録済証の写し（添付書類）		<input checked="" type="checkbox"/>	産業廃棄物の海洋投入処分を業として行う場合のもの。本市では該当なし。
12 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類			法人申請者のみ。 個人申請者のみ。
12-1 法人申請者の業務経歴書（様式第六号の1）	<input type="checkbox"/>		
12-2 個人申請者の業務経歴書（様式第六号の2）	<input type="checkbox"/>		
12-3 （公財）日本産業廃棄物処理振興センターの実施する講習会修了証の写し（添付書類）	<input type="checkbox"/>		

12-4 産業廃棄物処理施設技術管理者の業務経歴書 (様式第六号の2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第7条施設を設置していない場合は添付不要。
12-5 産業廃棄物処理施設技術管理者の資格を証する書類 (添付書類)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 (様式第七号)	<input type="checkbox"/>		
14 経理的基礎に関する書類			14-1と14-3は、有価証券報告書を添付した場合は省略可。
14-1 直近3年間の決算報告書 (添付書類)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法人申請者のみ。
14-2 資産に関する調書 (様式第八号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	個人申請者のみ。
14-3 直近3年間の法人税又は所得税の納税証明書 (添付書類)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法人税は法人申請者、所得税は個人申請者。
15 定款又は寄附行為 法人登記事項証明書 (添付書類)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法人申請者のみ。 有価証券報告書を添付した場合は省略可。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16 申請者の住民票の写し(住民票抄本) 並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (添付書類)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	個人申請者のみ。 先行許可を受けている場合は省略可。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17 法定代理人の住民票の写し(住民票抄本) 並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (添付書類)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	未成年者である個人申請者のみ。 先行許可を受けている場合は省略可。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18 法人役員等の住民票の写し(住民票抄本) 並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (添付書類)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法人申請者のみ。 先行許可を受けている場合は省略可。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
19 株主若しくは出資者の住民票の写し(住民票抄本) 並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (添付書類) 又は法人株主若しくは法人出資者の登記事項証明書 (添付書類)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法人申請者のみ。 先行許可を受けている場合は省略可。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
20 令第6条の10に規定する使用人の住民票の写し 並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (添付書類)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	使用人がある場合のみ。 先行許可を受けている場合は省略可。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
21 特別管理産業廃棄物の性状分析を行う能力を説明した書類			感染性産業廃棄物及び廃石綿等については添付不要。
21-1 特別管理産業廃棄物の性状分析を行う設備の概要を記載した書類 (添付書類)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
21-2 特別管理産業廃棄物の性状分析を行う者が、分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類 (添付書類)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
22 誓約書 (様式第九号)	<input type="checkbox"/>		
23 添付書類の省略に関する書類 (様式第十号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
24 先行許可証を複写したものに奥書証明を付した書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	先行許可による添付書類の省略がある場合のみ。

### Ⅲ 申請書類の記載要領

#### 1 産業廃棄物処分業許可申請書（施行規則様式第八号）

##### 【第1面】

(1) 申請年月日

職員から申請書に不備がないことの確認を受けた後に記載すること。

(2) 申請者の住所及び氏名

- ① 個人の場合は、住民票上の住所（「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しない。）及び氏名を記載し、実印を押印すること。
- ② 法人の場合は、登記上の住所（「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しない。）、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記載し、印鑑登録をしている代表者印を押印すること。

(3) 事業の範囲

- ① 事業の区分及び取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。
- ② 事業の区分は、中間処理又は最終処分（埋立）の別を記載し、中間処理においては、焼却、破碎等のその内容を括弧書きで記載すること。
- ③ 産業廃棄物の種類は、法令で規定する産業廃棄物の種類に沿って記載すること。一つの種類の中で取り扱うものが限定される場合は、法令で規定する産業廃棄物の種類の次に括弧書きでその限定するものを記載すること。  
例：汚泥（無機性汚泥に限る。）  
廃プラスチック類（廃タイヤに限る。）
- ④ 取り扱う産業廃棄物の種類に下表左欄のものが含まれる場合は、括弧書きで同表右欄の産業廃棄物の取扱いの有無を記載すること。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃プラスチック類</li> <li>・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</li> <li>・がれき類</li> </ul>	石綿含有産業廃棄物
<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚泥</li> <li>・廃酸</li> <li>・廃アルカリ</li> <li>・廃プラスチック類</li> <li>・金属くず</li> <li>・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</li> </ul>	水銀使用製品産業廃棄物
<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃え殻</li> <li>・汚泥</li> <li>・廃酸</li> <li>・廃アルカリ</li> <li>・銻さい</li> <li>・ばいじん</li> </ul>	水銀含有ばいじん等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃プラスチック類</li> <li>・金属くず</li> <li>・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</li> </ul>	自動車等破碎物



- ⑤ 更新許可申請の場合は、既存許可の事業範囲と同じ内容を記載すること。
- ⑥ 更新許可申請に併せて事業範囲を広げる場合（取り扱う産業廃棄物の種類を増やす場合、事業の区分を追加する場合）は、更新許可申請とは別に事業範囲変更許可申請も必要になる。
- ⑦ 一部の事業範囲を廃止して更新する場合（取り扱う産業廃棄物の種類を減らす場合、事業の区分を減らす場合）は、更新許可申請に併せて産業廃棄物処理業変更届出書も提出すること。

(4) 事務所及び事業場の所在地

- ① 事務所は、廃棄物に関する業務を行うすべての事務所について、本支店の別、事務所名称、所在地及び電話番号を記載すること。（事務所が単独の場合は、本支店の別及び事務所名称の記載は不要。）
- ② 事業場は、福島市内の処分業を行う全ての事業場について、事業場名称、所在地及び電話番号を記載すること。（事業場が単独の場合は、事業場名称の記載は不要。）

(5) 事業の用に供するすべての施設

産業廃棄物の処理施設ごとに、施設の種類、設置場所、設置年月日<sup>注)</sup>、処理能力、許可年月日<sup>注)</sup>及び許可番号<sup>注)</sup>を記載すること。

注) 設置年月日、許可年月日及び許可番号の取扱いは、施設の種類ごとに以下のとおりとする。

施設の種類		設置年月日	許可年月日 及び 許可番号
産業廃棄物処理施設 (法第15条第1項)	産業廃棄物処理施設設置許可証が交付されている施設	法第15条の2第5項の規定による使用前検査に係る結果の通知を受けた日	産業廃棄物処理施設設置許可証に記載された許可年月日及び許可番号
	その他の産業廃棄物処理施設	竣工日	(記載不要)
指定処理施設 (要綱第2条第18号)	指定処理施設設置計画届出書に係る受理書が交付されている指定処理施設	要綱第16条第2項の規定による指定処理施設設置確認書の交付を受けた日	受理書の交付年月日及び交付番号
	産業廃棄物指定処理施設設置許可証が交付されている指定処理施設	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第33条第3項の規定による使用前検査に係る結果の通知を受けた日	産業廃棄物指定処理施設設置許可証に記載された許可年月日及び許可番号
	その他の指定処理施設	竣工日	(記載不要)

(6) 保管（製品となるものの保管を含む。）を行う場合は、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さを記載すること。

(7) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

「別紙様式第三号のとおり」と記載すること。

## 【第2面】

- (8) 既に処理業の許可を有している場合（他都道府県のものを含む。）にはその許可番号  
既に産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理  
産業廃棄物処分業の許可を有しているものについて、他の都道府県及び政令市分も含めて全て記  
載すること。記載しきれない場合は、別紙とすること。
- (9) 申請者
- ① 個人である場合は、氏名、生年月日、本籍及び住民票上の住所（「丁目」・「番地」・「号」  
等の語句は省略しない。）を記載すること。
  - ② 法人である場合は、名称及び登記上の住所（「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略し  
ない。）を記載すること。
- (10) 法定代理人（法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）
- ① 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の氏  
名（法人にあつては名称）、生年月日（法人の場合を除く。）、本籍（法人の場合を除く。）  
及び住所（「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しない。また、個人の場合は住民票上、  
法人の場合は登記上のものとする。）を記載すること。
  - ② 法定代理人が法人である場合は、当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれら  
に準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対  
し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認め  
られる者を含む。）の氏名、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住民票上の住所（「丁目」・  
「番地」・「号」等の語句は省略しない。）を記載すること。
- (11) 役員（申請者が法人である場合）
- 申請者が法人である場合は、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、  
相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、  
取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名、  
生年月日、役職名・呼称、本籍及び住民票上の住所（「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省  
略しない。）を記載すること。

## 【第3面】

- (12) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の  
額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしてい  
る者があるとき）
- ① 発行済株式の総数を記載すること。
  - ② 該当する者の氏名（法人にあつては名称）、生年月日（法人の場合を除く。）、保有する株  
式の数又は出資の金額及びその割合、本籍（法人の場合を除く。）及び住所（「丁目」・「番  
地」・「号」等の語句は省略しない。また、個人の場合は住民票上、法人の場合は登記上のも  
のとする。）を記載すること。

(13) 令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

申請者に当該使用人がある場合は、その者の氏名、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住民票上の住所（「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しない。）を記載すること。

※ 令第6条の10に規定する使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものをいう。

・本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

・継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

**【注意】氏名又は名称には「ふりがな」を忘れずに記載すること。**

## 2 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（施行規則様式第十号）

### 【第1面】

(1) 1(1)及び(2)と、同様に記載すること。

(2) 許可の年月日及び許可番号

変更しようとする現有許可の許可年月日と許可番号を記載すること。

(3) 収集運搬業、処分業の区分

「処分業」と記載し、その後ろに変更後の事業の区分を記載すること。事業の区分は1(3)②と同様に記載すること。

(4) 許可に係る事業の範囲

① 変更後の事業の区分及び取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。

② 記載の方法は1(3)②から④までと同様に記載すること。

(5) 変更の内容

変更事項（事業の区分の変更、取り扱う産業廃棄物の種類の変更等）を記載し、変更に係る事業の区分及び取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。

(6) 変更理由

変更することとなる具体的な理由を記載すること。

(7) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力

変更に係る事業の用に供する施設について、施設の種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号を記載すること。設置年月日、許可年月日及び許可番号は、1(5)注)と同様に記載すること。

(8) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

「別紙様式第三号のとおり」と記載すること。

(9) 第2面及び第3面は、1と同様に記載すること。

---

### 3 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書（施行規則様式第十四号）

(1) 1 (1)、(2)、(3)②及び⑤から⑦まで並びに(4)から(7)までと同様に記載すること。

#### (2) 事業の範囲

- ① 事業の区分及び取扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。
- ② 特別管理産業廃棄物の種類は、令で規定する特別管理産業廃棄物の種類のほか、当該特別管理産業廃棄物に含まれる有害物質の種類等についても記載すること。

(記載例)

- ・ 事業の区分：中間処理（焼却）
- ・ 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類  
    廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）  
    廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はカドミウム又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）  
    感染性産業廃棄物  
    以上3種類

(3) 第2面及び第3面は、1と同様に記入すること。

---

### 4 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（施行規則様式第十六号）

(1) 2 (1)から(3)まで及び(6)から(8)までと同様に記載すること。

#### (2) 許可に係る事業の範囲

- ① 変更後の事業の区分及び取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。
- ② 記載の方法は3 (2)②と同様に記載すること。

#### (3) 変更の内容

変更事項（事業の区分の変更、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の変更、取り扱う特別管理産業廃棄物に含まれる有害物質の変更等）を記載し、変更に係る取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を3 (2)②の例に従い記載すること。

(記載例)

- 取り扱う特別管理産業廃棄物に含まれる有害物質等の変更  
    セレン又はその化合物を含む汚泥、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを含む  
    廃油の追加

(4) 第2面及び第3面は、1と同様に記載すること。

## IV 添付書類について

---

### 1 事業計画の概要を記載した書類〔様式第一号の1～3〕

※ 事業範囲変更許可申請の場合は、変更前と変更後のすべての廃棄物についての事業計画とし、変更部分を明確にすること。

#### (1) 事業の全体計画〔様式第一号の1〕

本申請に係る廃棄物の種類、処分方法、処理後残さ（製品となるものを含む。）の処分方法等の事業の概要について記載すること。

#### (2) 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等（様式第一号の1）

取り扱う産業廃棄物の種類ごとに、予定処分量、性状、予定している排出事業者の名称、所在地、業種及び処分方法並びに受託する産業廃棄物の予定処分先の名称及び施設所在地を記載すること。

#### (3) 処分業務の具体的な計画〔様式第一号の2〕

処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数、並びに産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うのに必要な産業廃棄物の数量及びその確保の方法を記載すること。

#### (4) 環境保全措置の概要〔様式第一号の3〕

処理施設において講ずる措置、保管施設において講ずる措置等の生活環境保全上の対策の概要を記載すること。生活環境保全上の対策は、①水質汚濁防止措置、②大気汚染防止措置、③騒音防止措置、④振動防止措置、⑤悪臭防止措置、⑥粉じん発生防止措置、⑦飛散流出防止措置、⑧地下浸透防止措置を基本とし、その他必要に応じて追加すること。複数の処理施設又は保管施設を有する場合は、当該施設毎に記載すること。

---

### 2 （特別管理）産業廃棄物処理業における許可取得状況〔様式第二号〕

(1) 既に取得している産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可の状況について記載すること。

(2) 当該許可申請の事業計画に関連する許可証の写しを添付すること。

(3) 更新又は事業範囲の変更の場合は、申請に係る本市の許可証（平成30年4月1日以降一度も許可の更新又は書換えを受けていない場合は、福島県の許可証）の写しを添付すること。

---

### 3 産業廃棄物発生工程表及び処理フローチャート

(1) 排出事業者の事業内容及び製造工程図から廃棄物の発生状況を明記し、原材料名等も明記すること。

(2) 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（液状のもの及びシュレッターダストに限る。）、鉋さい、ばいじん及び令第2条第13号に掲げる産業廃棄物を取り扱う場合は、当該産業廃棄物の分析試験結果成績書を添付すること。

ただし、製造工程表等により明らかにその産業廃棄物の性状及び有害物質の有無の状況が判断できるものにあつては、分析試験結果成績書に代えて、当該製造工程表等を添付することができる。

(3) 産業廃棄物の受入から搬出までの処理工程を概要図として記載すること。

4 事務所及び事業場の位置図及び見取り図

(1) 事務所及び事業場の位置図

縮尺 1/50,000 又は 1/25,000 程度の地形図等に朱書きで事務所及び事業場の位置を明示すること。

(2) 事務所及び事業場付近の見取り図

周辺の建物等の状況がわかる地図等に朱書きで事務所及び事業場の位置を明示すること。

5 事業の用に供する施設〔様式第三号関係〕

(1) 処理施設の処理方式、構造及び設備の概要、公害防止対策等について具体的に記載すること（中間処理施設又は最終処分場が複数ある場合は、別葉としてそれぞれ作成すること）。公害防止対策等について、具体的な数値により記載する場合は、その根拠となる書類を添付すること。

〔中間処理施設：様式第三号の一の1, 2, 3〕

〔最終処分場：様式第三号の二の1, 2, 3〕

(2) 処理前の産業廃棄物の保管施設の面積及び容量等について記載すること。

〔中間処理施設：様式第三号の一の4〕

(3) 処理後の産業廃棄物（製品となるものを含む。）の保管施設の面積及び容量等について記載すること。

〔中間処理施設：様式第三号の一の5〕

(4) 施設の種類ごとに以下の書類の写しを添付すること。（処理する産業廃棄物の種類又は処理能力に係る軽微変更等届出をしている場合は、その写しを含む。）

施設の種類	添付書類
産業廃棄物処理施設 (法第15条第1項)	以下に掲げるいずれかの書類 (変更許可を受けている場合は、変更許可証及び変更許可に係る使用前検査結果通知書を含む。)
	産業廃棄物処理施設設置許可証及び使用前検査結果通知書
	産業廃棄物処理施設設置(変更)届出書及び受理書
	産業廃棄物処理施設使用届出書
指定処理施設 (要綱第2条第18号)	以下に掲げるいずれかの書類 (指定処理施設変更計画届出書を提出している場合は、当該届出書及び受理書を含み、変更許可を受けている場合は、変更許可証及び変更許可に係る使用前検査結果通知書を含む。)
	指定処理施設設置計画届出書及び受理書
	産業廃棄物指定処理施設設置許可証及び使用前検査結果通知書
	産業廃棄物指定処理施設設置届出書

---

6 事業の用に供する施設の平面図、立面図（中間処理のみ）、断面図（最終処分のみ）、構造図及び設計計算書並びに当該施設の配置図

- (1) 処理施設及び保管施設等の状況が明らかとなる図面を添付すること。
- (2) 処理施設の設計計算書については、その計算根拠（空隙率、換算係数等）についても示すこと。
- (3) 最終処分場の縦断面図には、埋立計画線（設置許可時（変更許可を受けている場合は、変更許可後）のもの）のほか、現況線（過去1年以内に実施した残余容量調査結果に基づくもの）を記載すること。
- (4) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面を添付すること。

---

7 施設の全景写真

- (1) 処理施設の全景が把握できるものを添付すること。（複数枚でも可。）
- (2) 最終処分場については、複数の角度から撮影したものを添付すること。

---

8 事業の用に供する施設の所有権（使用権原）を有することを証する書類

- (1) 公図及び土地の登記事項証明書は、申請日以前3か月以内に発行されたものとする。
- (2) 契約書の写し等は、製品名（型式）、所有権（使用権原）を有する者の名称、契約期間等が明確であること。

---

9 処分後の産業廃棄物等の処理方法を記載した書類〔様式第四号〕

- (1) 処分後の産業廃棄物（製品となるものを含む。）の発生量及び処理方法（売却等を含む。）について記載すること。
- (2) 同一の処理施設による処分によって複数の種類の産業廃棄物等が発生する場合は、すべての種類について記載すること。

---

10 搬入先の許可取得状況〔様式第五号〕

- (1) 処分後の産業廃棄物を搬入する予定としている（特別管理）産業廃棄物処分業者等の許可取得状況を記載すること。
- (2) 当該処分業者等の許可証の写しを添付すること。

---

11 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録済証の写し

※ 法定の添付書類ですが、産業廃棄物の海洋投入処分を業として行う場合の添付書類であり、本市では該当しないため添付不要です。

---

12 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

- (1) 業務経歴書〔様式第六号の一（法人用）又は第六号の二（個人用）〕は、事業の経歴、他の都道府県等を含めた許可取得の経歴並びに行政処分及び刑罰の経歴を年月順に記載すること。（申

申請日以前3か月以内の時点における内容とすること。)

- (2) (公財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施する(特別管理)産業廃棄物の処分に関する講習会の修了証の写しを添付すること。
- ① 新規許可申請においては新規講習会修了証、更新許可申請又は事業範囲変更許可申請においては更新講習会修了証(新規講習会修了証でも可)を添付することとし、また、産業廃棄物処分業においては、産業廃棄物処分課程修了証(特別管理産業廃棄物処分課程修了証でも可)、特別管理産業廃棄物処分業においては、特別管理産業廃棄物処分課程修了証を添付すること。
  - ② 新規許可申請において、他の都道府県等の許可を取得している場合は、更新講習会修了証でも代用することができる。
  - ③ 講習会の修了者は、次に掲げる者とする。こと。
    - イ 法人においては、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者(令第6条の10に規定する使用人等)
    - ロ 個人においては、本人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者(令第6条の10に規定する使用人等)
  - ④ 添付する修了証は、申請日時点において、修了の日から、**新規許可講習は過去5年以内、更新許可講習は過去2年以内**のものとする。こと。
- (3) 法第21条に規定する技術管理者について、業務経歴書及びその資格を証する書類を添付すること。(業務経歴書は、申請日以前3か月以内の時点における内容とすること。)

---

#### 13 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類〔様式第七号〕

- (1) 事業の開始に要する資金の総額の欄については、今後1年間に必要とされる資金の総額を記載し、調達方法の欄にその資金の調達方法を記載すること(必要とされる資金には地代、家賃、施設使用料等を含めること。)
- (2) 新たな資金の必要がない場合は、その旨及びその理由を事業の開始に要する資金の総額の欄に記載すること。

---

#### 14 経理的基礎に関する書類

- (1) 過去3年間の決算報告書
  - ① 申請者が法人である場合に添付すること。
  - ② 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表が含まれていること。
- (2) 資産に関する調書〔様式第八号〕
  - ① 申請者が個人である場合に添付すること。( 申請日以前3か月以内の時点における内容とすること。)
  - ② 現金預貯金がある場合は、金融機関等が発行する預貯金残高証明書等を添付すること。
  - ③ 土地又は建物を所有している場合は、名寄帳を添付すること。
- (3) 納税証明書
  - ① 法人においては、過去3年間の法人税の納税証明書、個人においては、過去3年間の所得税の納税証明書を添付すること。(納付すべき額及び納付済額が記載されたものとする。)
  - ② 申請日以前3か月以内に発行されたものとする。こと。
- (4) 有価証券報告書  
直前の事業年度(優良認定を受けようとする場合は、直前の二事業年度)に係る有価証券報告



書を作成している場合は、以下の添付書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる（申請者が法人である場合のみ）。

【代えることができる添付書類】（省略することができる添付書類）

- 14-1 過去3年間の決算報告書
- 14-3 納税証明書
- 15 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

※ 過去の経営状況が悪いとき（直前の事業年度の自己資本比率が10%以下である場合、過去3年間の当期純利益の平均及び直前の事業年度の当期純利益が赤字である場合など。）は、改善計画書や中小企業診断士による診断書その他の書類の追加提出を求める場合があります。

---

#### 15 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

- (1) 申請者が法人である場合に添付すること。
- (2) 定款又は寄付行為及び登記事項証明書には、産業廃棄物の取扱いを業とする規定があること。
- (3) 定款又は寄付行為は、複写を添付することとし、奥書証明（「本証と相違ないことを証明する。平成〇年〇月〇日 株△△代表取締役□□」を記載し、代表者印を押印する。）を付すこと。
- (4) 登記事項証明書は、「履歴事項全部証明書」とすること。
- (5) 申請日以前3か月以内に発行されたものとする。
- (6) 有価証券報告書を添付することで、省略することができる。（14(4)参照）

---

#### 16 申請者が個人である場合には、その住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

- (1) 申請者が個人である場合に添付すること。
- (2) 申請日以前3か月以内に発行されたものとする。
- (3) 住民票の写し(住民票抄本)については本籍が記載されたもの（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）とすること。

---

#### 17 法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

- (1) 申請者が法第14条5項第2号ハに規定する未成年者である場合において、添付すること。
- (2) 申請日以前3か月以内に発行されたものとする。
- (3) 住民票の写し(住民票抄本)については本籍が記載されたもの（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）とすること。

---

#### 18 役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

- (1) 申請者が法人である場合において、法に基づく役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のものを添付すること。
- (2) 申請日以前3か月以内に発行されたものとする。

(3) 住民票の写し(住民票抄本)については本籍が記載されたもの(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)とすること。

---

19 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書又は法人の登記事項証明書

(1) 該当する者がある場合において、添付すること。

(2) 個人の場合は住民票の写し(住民票抄本)及び登記事項証明書、法人の場合はその法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)を添付すること。

(3) 申請日以前3か月以内に発行されたものとする。

(4) 住民票の写し(住民票抄本)については本籍が記載されたもの(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)とすること。

---

20 令第6条の10に規定する使用人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

(1) 令第6条の10に規定する使用人がある場合に添付すること。

(2) 申請日以前3か月以内に発行されたものとする。

(3) 住民票の写し(住民票抄本)については本籍が記載されたもの(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)とすること。

---

21 特別管理産業廃棄物の性状分析を行う能力を説明した書類

(1) 取り扱う特別管理産業廃棄物の性状を分析することができる設備の概要について記載すること。

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の性状分析を行う者が、その分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類を添付すること。

(3) 感染性産業廃棄物及び廃石綿等については添付不要。

---

22 誓約書〔様式第九号〕

(1) 誓約年月日

申請書の提出日と同じ日を記載すること。

(2) 申請者の住所及び氏名

① 個人の場合は、住民票上の住所(「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しない。)及び氏名を記載し、実印を押印すること。

② 法人の場合は、登記上の住所(「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しない。)、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記載し、印鑑登録をしている代表者印を押印すること。

---

23 添付書類の省略に関する書類〔様式第十号〕

添付書類を省略する場合は、省略した書類の種類とその省略の理由を記載すること。

- (1) 更新許可申請又は事業範囲変更許可申請であって、前回の許可申請の内容から変更がない場合に省略できる書類
- 3 排出事業者の廃棄物発生工程表 及び 産業廃棄物の分析試験結果成績書の写し
  - 6 事業の用に供する施設の設計計算書並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
  - 8 申請者が事業の用に供する施設の所有権（使用権原）を有することを証する書類
- (2) 先行許可証を提出した場合に省略できる書類
- <申請者が個人である場合>
- 16 申請者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証書
  - 20 使用人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証書
- <申請者が法人である場合>
- 18 役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証書
  - 19 株主又は出資者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証書又は法人株主若しくは法人出資者の登記事項証明書
  - 20 使用人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証書
- (3) 有価証券報告書を添付した場合に省略できる書類（申請者が法人である場合のみ）
- 14-1 過去3年間の決算報告書
  - 14-3 納税証明書
  - 15 定款又は寄付行為及び申請者の登記事項証明書

---

#### 24 先行許可証を複写したものに奥書証明を付した書類

- (1) 先行許可証の提示により省略する添付書類がある場合に添付すること。
- (2) 複写を添付することとし、奥書証明（「本証と相違ないことを証明する。平成〇年〇月〇日 株△△代表取締役□□」を記載し、代表者印を押印する。）を付すこと。

---

#### 25 優良認定に係る添付書類

優良認定を受けようとする場合に添付すること。

- (1) 従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間において特定不利益処分を受けていないことの誓約書〔様式第十一号〕
  - ① 誓約期間は、従前の許可の有効期間を記載すること。
  - ② 誓約日は、申請書の提出日と同じ日を記載すること。（誓約日が誓約期間中に入ることになる。）
  - ③ 福島市だけでなく、全ての都道府県・政令市や環境大臣から特定不利益処分を受けていないことが必要になる。
- (2) 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類
  - ① （公財）産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネットを利用している場合は、申請者自身が産廃情報ネットから発行できる公表・更新に係る事項及びその年月日が分かる証明書類を添付すること。
  - ② 産廃情報ネットを利用しておらず、自社のホームページ等により情報を公表・更新している場合は、当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたものを添付すること。この場合、次の点に留意すること。

- ・ プリントアウトしたものにホームページのURLが記載されていること。
- ・ 情報を公表・更新した年月日が確認できるよう、ホームページの該当部分は公表・更新した時点においてプリントアウトし、かつ、プリントアウトした日付が記載されていること。

(3) ISO14001、エコアクション21等の認証制度の認証書の写し

- ① 福島市内の事業場（複数ある場合は、いずれか一つで可。）について認証を受けている必要がある。
- ② 添付する認証書の写しは、申請日時点において有効期限が到来していないものとする。

(4) 電子マニフェストシステム加入証の写し

（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが交付する加入証を添付すること。

(5) 税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類

①～⑤の書類（いずれも複写でも可。）を添付すること。

- ① 直近3年間の国税（法人税及び消費税）の納税証明書
  - ※ 納付すべき額及び納付済額が記載されたものとする。
- ② 直近3年間の都道府県税（県民税、事業税及び不動産所得税）の納税証明書
  - ※ 納付すべき額及び納付済額が記載されたものとする。
- ③ 直近3年間の市町村税（市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税）の納税証明書
  - ※ 納付すべき額及び納付済額が記載されたものとする。
- ④ 申請者が福島市内に設置している産業廃棄物処理業に関連する全ての事務所・事業場に係る、直近2年間の社会保険料納入確認書
 

申請者が国民健康保険の被保険者である場合は、当該保険の保険者（市町村）が発行する納付証明書、控除証明書（国民健康保険税にあつては納税証明書）

  - ※ 産業廃棄物処理業に関連する全ての事務所・事業場とは、申請書第1面に記載した事務所・事業場をいう。
- ⑤ 申請者が福島市内に設置している産業廃棄物処理業に関連する全ての事務所・事業場に係る、直近3年間の労働保険料納入証明書
  - ※ 産業廃棄物処理業に関連する全ての事務所・事業場とは、申請書第1面に記載した事務所・事業場をいう。

(6) 有価証券報告書

申請書に有価証券報告書を添付する場合は、直前の二事業年度分の有価証券報告書の添付が必要となる。（14(4)参照）